

パブリックコメント手続 実施結果
「茅ヶ崎市地域防災計画（修正素案）」

1 募集期間 令和6年11月26日（火）～ 令和6年12月25日（水）

2 意見の件数・意見提出者数 24件・6人

3 意見提出者年齢

年代	10代以下	20代	30代	40代	50代	60代	70代以上	不明
人数	0人	0人	2人	1人	2人	0人	1人	0人

4 内容別の意見件数

	項 目	件 数
1	各計画に共通する意見	11件
2	地震災害対策計画に関する意見	0件
3	風水害対策に関する意見	2件
4	パブリックコメントに関する意見	3件
5	その他防災に関する意見	7件
6	その他の意見	1件
合計		24件

5 意見への対応区分 ※「パブリックコメント手続に関する意見、要望」、「その他意見」として整理したものを除く。

対応区分	説 明	件 数
反映	意見を受けて計画(素案)等の一部修正を加えたもの	1件
対応済み	すでに計画(素案)等に記載されているもの又はすでに対応しているもの	4件
参考	計画(素案)等への反映は困難であるが、今後、取組を推進する上で参考とするもの	8件
合計		13件

6 条例、計画等の公表日（予定） 令和7年2月5日（水）

茅ヶ崎市くらし安心部防災対策課政策担当
0467-81-7127（直通）
e-mail:bousai@city.chigasaki.kanagawa.jp

(意見及び市の考え方)

■各計画に共通する意見（１１件）

(意見１)

地震災害対策計画３ページ「第８ 災害教訓の伝承」加筆部分

「また、災害に～正しく伝えていくよう努めます」

史跡でもある旧相模川橋脚など茅ヶ崎には自然災害を伝承する碑があります。旧計画にはなかったのも、この一文が入ったことに大きな意味がありますが、努力するものではなく「～正しく伝えていきます」としてほしい。

(意見２)

第２章_第２節_第８ 災害教訓の伝承 関係部、関係機関

「災害に関する石碑やモニュメント等の自然災害伝承碑等が持つ意味を正しく伝えていくよう努めます」について、何か災害伝承に関する物質的なモノを作るだけでなく、その意味を伝えることもセットにされている点に共感致します。

「どう伝えていくか？」をより深掘りしていく上で、

【それについて、茅ヶ崎に住む人ならば誰でも一度はそのモノが伝える意味を見聞きする動線】をいかに作れるかがキーだと考えます。

子ども向けには学校教育への組み入れが必須、大人向けはより難易度が高いですが、行政の仕組みや民間との連携であらゆるきっかけを創る必要があると思います。

3.11 被災地各地でも「過去の災害を伝える石碑はあった。しかし、「時の経過と共に誰の目にも留まらず伝承の意味をなしていなかった」ケースが多数あります。このような過去の教訓も活かしながら意味のある伝承に取り組む必要があると思います。

(市の考え方)

自然災害伝承碑等は、当時の被災場所に建てられることが多いことから、その地域で過去にどのような災害が起きたのかを知る手がかりとなります。それらが持つ意味を正しく理解すること、また、その地域に後世まで伝えて継続的に防災意識の向上に努める必要があることから、表記のとおりとしております。

また、学校における子どもへの防災教育での伝承機会や地域での防災訓練等での周知・啓発、まち歩きイベント等でのコースへの組み入れなど、様々な手法を活用しながら、各碑等が持つ意味を正しく後世に伝えていくよう努めてまいります。

(意見３)

地震災害対策計画１３ページ「市が行う広報連絡系統図」

ここに茅ヶ崎FMは入らないのでしょうか。被災地ではコミュニティラジオは小回りのきくメディアとして役立ったとよくききます。市とも連携して発信してほしいです。

(市の考え方)

広報連絡系統の概要図は、災害時の広報媒体を掲載したものです。

茅ヶ崎エフエムを含め、報道機関との連携につきましては、茅ヶ崎市地域防災計画・地震災害対策計画「第４章 平常時の対策」「第２節 災害情報受伝達体制の充実」に記

述しております。

（意見４）

地震災害対策計画４ページ

消防団、防災リーダー、又市職員の連携も必要かと思うので、一文加えてほしいです。

（市の考え方）

茅ヶ崎市地域防災計画には本市の防災対策ビジョンを掲げており、その一つに「市民と行政が一体となった防災体制の確立」について記述しております。これは、応急対策活動に関わる市や消防団等の防災関係機関、自主防災組織や防災リーダー等の市民及び企業等が連携を図り、柔軟な対応を可能とする組織づくりを進めることを掲げたものです。その防災ビジョンを踏まえて、消防団や自主防災組織、防災リーダー等の取組については各所に記載をしております。

（意見５）

第４章 第６節 第２の５ 「ペットの有無による被災時等におけるニーズの違いに配慮し、」必要に応じて避難所運営マニュアルの修正を行います。

ペット有世帯件数およびペットの種類や飼育数を各地域が事前把握した上で、避難所運営マニュアルやアレルギー有無にも配慮したレイアウト等の検討が必要です。

（市の考え方）

各小・中学校毎の避難所運営マニュアルでは、ペットの取扱いの基本的な決まりや受入れスペースを明記しております。また、避難所となる各小・中学校と地域の自主防災組織、市職員等が集まって毎年行っている避難所打合せにおいても、様々な情報交換を行っており、その際にもペットの受入れに関する課題やアレルギー有無に配慮したレイアウトの検討などについて協議しております。

（意見６）

第４章 第８節 第１ 仮設トイレ等

「等」に含まれるものは何なのか具体的な記載が望ましいと考えます。仮設トイレであれば、壁や目隠しとなるものが含まれていることが想像できますが、「等」に含まれるものによっては別途追加の備品が必要となるものもあるでしょう。

（市の考え方）

「仮設トイレ等」は、仮設トイレのほか、簡易トイレや組立式トイレなどを指しておりますが、「仮設トイレ」のみの例示だと分かりにくい部分については「簡易トイレ」を追記し、それに併せて文言を一部整理しております。

なお、仮設トイレ等を使用する際に必要となる壁や目隠し用のテントなどの設備も含まれております。

修正後	修正前
第4章 平常時の対策 第8節 保健衛生、防疫、遺体の取扱いに関する対策 (略) 第1 保健衛生・防疫対策 <u>環境部、下水道河川部、保健所</u> (略) 6 トイレ対策 市は、災害時においても衛生状態を保持するため、速やかに仮設トイレや簡易トイレ等を設置できるよう避難所等での備蓄を進めます。 また、し尿収集委託業者や_____リース業者から、速やかに仮設トイレ等を調達できるよう体制を整備するとともに、マンホールトイレの普及・整備を進めます。	第4章 平常時の対策 第8節 保健衛生、防疫、遺体の取扱いに関する対策 (略) 第1 保健衛生・防疫対策 <u>環境部、下水道河川部、保健所</u> (略) 6 トイレ対策 市は、災害時においても衛生状態を保持するため、速やかに仮設トイレ_____等を設置できるよう避難所等での備蓄を進めます。 また、し尿収集委託業者や<u>仮設トイレ等の</u>リース業者から、速やかに仮設トイレ等を調達できるよう体制を整備するとともに、マンホールトイレの普及・整備を進めます。

※茅ヶ崎市地域防災計画 地震被害対策計画、風水害対策計画共通で修正

(意見7)

第2章_第3節 自己備蓄の推進

「女性や要配慮者等は」という文言は不要ではないでしょうか。

女性・要配慮者以外も、避難生活に備え、個々の状況に合わせた事前の準備を十分に行うことが必要ですので、あえて記載しなくても良いと思います。

(市の考え方)

災害時の対応においては、女性や要配慮者だけでなく全ての住民が個人の特性に合わせた事前準備が原則となります。

しかし、東日本大震災や能登半島地震では、避難中の女性や要配慮者へ必要な物資が届かなかった等の課題があったことを考慮し、「女性や要配慮者等」の文言を明記することで、そのような方々が災害時に備えて適切な自己備蓄をしていただく必要があることから、記載の表現としております。

(意見8)

第2章_第3節_第1_2 主な非常時持ち出し品

①冒頭文言について

「避難するとき最初に持ち出すものとして、男性では 15kg、女性では 10kg までが目安とされています。」

↓

「避難するとき最初に持ち出すものとして、一般的に男性では 15kg・女性では 10kg までが目安とされていますが、子ども/ペットの有無や体力などにより個人差があるため、あくまで自分で背負って歩ける重さに留めることが重要です」

などの文言に変更するのはいかがでしょうか。

最も優先順位が高いのは「命」であり、重くて走れない非常時持出袋になっていては本末転倒になってしまいます。

実際女性に 10kg を背負っての移動は、結構重くてしんどいと感じる方が多いです。

②持ち出し品例について

(1)~(13)まで持ち出し品例が記載されていますが、最も重要な【防寒用品】【睡眠時に使用するアイテム (エアマットなど)】【トイレ】の観点が抜けていると思いますので、こちらは必ず追記頂きたいと考えます。

(市の考え方)

非常時持ち出し品の重さである「男性では 15 kg、女性では 10 kg」は、体力を維持しながら一定の時間の移動や避難時に負担になりにくい重さであると一般的に考えられており、本計画では参考にさせていただき目安として紹介するため掲載しておりますが、個々人の年齢や体力に応じて重さを調整することは必要となりますので、防災講話などを行う際にはその旨をお伝えしております。

また、当該ページに記載している持ち出し品例も、多くの方々が必要となる物を一例として掲載しており、季節や個々人に応じた自己備蓄の重要性や備蓄品の積極的な確保についても様々な場面で啓発を行っております。

(意見9)

第2章_災4節_第1

①やり甲斐創出の方法について

「消防団員がやりがいを持って活動できる環境づくりを進めるよう努めます」について、消防団員の人数・機能低下が全国的課題の中どのようにやり甲斐を持たせる計画なのか気になりました。

②茅ヶ崎市にとって適切な資機材について

「整備の充実強化にあたり、大規模災害に備えた資機材や車両、拠点施設等の整備を進めるよう努めます」について、現在~今後備えられている資機材について把握していない状況ですが、茅ヶ崎ならではの狭く入り組んだ道にも入っていけるスリムな資機材導入を促進させると良いのではないかと考えております。

(市の考え方)

消防団員は災害出動の他に、地域防災訓練、移動式ホース格納箱訓練指導や地域のイベントなどに積極的に参加し、地域防災の中核的存在としての役割を果たしております。

やり甲斐の創出につきましては、消防団員が効率的なスキルを習得できるよう様々な研修、訓練の計画や消防団員やその家族に消防団活動への理解を深めていただけるよう処遇の改善等を行っております。

引き続き、地域の訓練、イベント等を地域の消防団員にて対応していくとともに、消防団に対する社会的理解が深まるよう積極的な広報活動を行ってまいります。

また、災害時の狭隘道路対策につきましては、消火栓から容易にホース延長ができるようホースキャリアを順次配備している他に、資機材の軽量化等に取り組んでおります。

引き続き、災害形態の変化や消防団員のニーズを的確に把握し、適切な資機材の配備に努めてまいります。

（意見１０）

第４章_第１６節_第２ 受援体制の整備 及び第１７節

宿泊施設整備の対象が公助を限定した文章に読み取れますが、ボランティアベースの活動拠点の確保も名言するべきと考えます。

公園・遊休地・公有地など空き地などを活用したテント泊も視野に、ボランティアが活動拠点を構えやすい状態にしておくことで、茅ヶ崎市に支援の手が渡りやすくなります。

（市の考え方）

本市では、応急対策職員派遣制度で派遣された他自治体職員や広域応援部隊等の応援職員を円滑に受け入れられるよう整備を進めております。

しかし、近年は災害中間支援組織等のＮＰＯやボランティアによる活動が増えていることから、このような方々の活動拠点の確保も必要となります。今後、国の方針等を踏まえながら、活動拠点等の候補地を検討し、整理できた際には当該計画に反映してまいります。

（意見１１）

第５章_第１７節_第１ 災害ボランティアセンターの開設

冒頭文章「※災害ボランティアセンターでのボランティアの受入れは、専門機関に属さない個人を対象とする。」としている理由は为什么呢。

これまでの各災害での活動経験を踏まえて様々な災害支援団体が発足しており、知見・スキルを高めています。

プロボノを含めて支援団体の受け入れをできるような文言に変更すべきと考えます。

（市の考え方）

茅ヶ崎市地域防災計画・地震災害対策計画「第５章 災害時の応急対策活動」「第１７節 ボランティア活動」「第１ 災害ボランティアセンターの開設」では、災害ボランティアセンターの開設や受入れの体制について記述しております。

災害ボランティアセンターは、被災者の方々から寄せられたニーズの内容を精査した上で、ボランティアの人数を調整し即時派遣することに主眼を置いております。現状では、ボランティア活動の登録は個人で登録することを想定しているため、表記のとおり

としております。

なお、災害支援団体等の各種専門機関への派遣要請につきましては、同節「第3 専門ボランティアの派遣要請」に記述しております。

近年は様々な災害支援団体等が災害支援活動を行っており、これらの団体による支援の環境を整えることは重要となりますので、今後、関係機関と連携しながら、過去の災害での被災者のニーズやNPOなどの災害支援団体等の状況を把握し、より効果的に支援活動ができる体制整備を図ってまいります。

■地震災害対策計画に関する意見（0件）

■風水害対策計画に関する意見（2件）

（意見12）

第4章 平常時の対策 第3節 災害情報受伝達体制の充実（略） 第1

4 キキクル（大雨警報・洪水予報の危険度分布）等

浸水キキクルの持つ意味について意味がまだ一般的に認知が低いと感じています。具体的な避難指示を含む記述および、認知向上を希望します。

（市の考え方）

キキクルとは、気象庁が提供する危険度分布（洪水・浸水・土砂災害）で、被害発生危険度の高まりの予測を地図上で5段階に色分けして示す情報です。市は、重大な被害が発生する恐れのあるときは、キキクルの情報を含め、指定管理河川の洪水予報や水位計・監視カメラからの水位情報、今後の気象予測や関係機関等からの助言を踏まえて総合的に判断し、避難情報を発令しております。

なお、地域防災計画・風水害対策計画「第5章 災害時の応急対策活動」「第4節 避難対策」に、市内を流れる各河川や土砂災害における避難情報の発令基準の一覧を掲載しております。

（意見13）

【風水害】第1章

冒頭文章に、「近年既に大型台風や局地的豪雨が頻発しているように、気候変動により風水害リスクが世界的に高まっている」という前提条件を追記すべきと考えます。

また、気候変動対策として各個人・家庭・企業においてもCO2排出量削減に取り組むことが防災にも繋がる旨も明記して頂きたいです。

（市の考え方）

地域防災計画は、災害対策基本法第42条に基づき、地域に係る防災に関して、当該市町村や防災関係機関が実施すべき災害応急対策や災害復旧に関する事項等を定めたものとなります。

平素からの各個人・家庭・企業においてCO2排出量削減に取り組むことにつきましては、「茅ヶ崎市環境基本計画」や「茅ヶ崎市・寒川町 気候非常事態宣言」等に記述しております。

■パブリックコメントに関する意見（２件）

（意見１４）

今、同期間に行われているパブコメ「自治基本条例の検証結果と講ずる措置（素案）」には「本則にある説明責任、情報共有及び市民参加徹底」を掲げています。ですから当パブコメももっと啓発（PR）することから始めて欲しいです。

（１）パブリックコメント意見（等）募集について

①ほとんどの（多くの）パブコメ（パブリックコメントの意見募集で、これまでいつも（ほとんどの件が）応募者が非常に少なかったと思う。パブリックコメントの意味（公意募集）（市民の意見募集）の意味からしてももっとPR（啓発・多くの情報発信）等をしてもらったり種々（色々）な工夫をして欲しい。

（意見１５）

できたら説明会も実施して欲しかったです。

③パブコメの意味からしても（市民に）説明会開催するのが原則と思う。

④説明会（パブコメの）開催した（茅ヶ崎ゴルフ場等々）パブコメは、パブコメ等の説明の参加者も多くパブコメ応募者も非常に多かったと思う。

（市の考え方）

パブリックコメント手続は、計画の策定や条例の制定をはじめとする市の基本的な政策等の策定過程において、市民の皆さまからご意見をいただける重要な市民参加の機会であると認識しております。

パブリックコメント手続を実施するにあたり、市政情報コーナーのほか、広報ちがさき（令和６年１２月１日号）や市ホームページ、メール配信サービス、X（旧 Twitter）、LINE、デジタルサイネージ（市役所本庁舎・分庁舎、そよら湘南茅ヶ崎）の活用に加え、市内１４６箇所に設置している広報掲示板及び公共施設への掲示、まちぢから協議会連絡会を通しての周知等、様々な媒体や方法を組み合わせながら周知啓発しております。

パブリックコメント手続をはじめとした市民参加の方法の実施にあたっては、案件に応じて様々な方法を組み合わせることで実施することとしております。今後も市民参加の機会の充実を図るとともに、引き続き積極的な情報提供に取り組んでまいります。

なお、今回のパブリックコメントの実施にあたり、本計画の資料作成において、主な修正内容や考え方の概要を作成し、分かりやすい資料構成に配慮しております。

（意見１６）

②上記と関連ありますが、市広報ちがさき情報欄に当パブコメ募集が記載されておりますが、多くの市民は見逃（見落）等してしまわないでしょうか。

（市の考え方）

広報ちがさきの作成にあたっては、多くの市政情報をより分かりやすくお伝えできるよう努めております。ただし、紙面に限りがあるため、その号に掲載する記事の内容に応じて、掲載する欄や量を総合的に調整し、より多くの市民の皆さまに情報を認知して

いただけるよう工夫しています。

今後も、それぞれの内容や媒体に応じた、分かりやすい情報発信に努めてまいります。

■その他防災に関する意見（８件）

（意見１７）

「茅ヶ崎は自宅避難が基本」を知らない住民が多いと感じます。特に移入者も多くなっており、自宅避難の根拠（例：学校体育館は収容 100 名が限界）を示したうえで、広報ちがさき・コミセン掲示板等を利用し、徹底した周知が必要だと思います。そのうえで、マンション単位で取り組める事例等（高層階居住者の中から低層階居住者の非難を受け入れる人を募るなど）を示し、まちちから協議会や自治会に取り組みを促してはいかがでしょうか。自分は半世紀以上茅ヶ崎で生活しているため、有事に避難する場所や糞尿処理の方法など、知人と相談することができ、安心して暮らせています。移入者の皆さんにも安心感を持って頂き、ゆとりを持って茅ヶ崎暮らしを楽しんで頂ければ幸いです。

（市の考え方）

市は、災害時に自宅に被害がなければ避難所に行かずに自宅で避難生活続ける「在宅避難」を推奨しております。

また、マンション防災をはじめとしたマンション単位での取組事例やマンション固有の災害時の被害等につきましても、地域の防災訓練や市の防災講話、防災リーダー研修等を通じ、自主防災組織や地区まちちから協議会等の地域内の様々な団体と連携を図りながら、さらなる周知・啓発に努めてまいります。

（意見１８）

茅ヶ崎市防災計画について

説明会に参加の際、多言語の話があったので意見記載いたします。最近、住宅建設や工事現場にて東南アジア系の言語と思われる話し声を聞き、外国の方が増えてきている事を実感します。

今後の地域社会全体のあり様という視点で考えると、良好な意思疎通が計られ、地域分断を産まない様にするには、日本語の習得をサポートしていく方向かと思います。津波警報は日本語で発せられるでしょうし、避難の際も意思疎通ができなければ、避難をサポートする側、される側の双方を困難な状況に晒すことになるかと考えられます。多言語は現状で可能な事をという発想からかと思いますが、対象は地域で暮らす人々で観光客ではないことから日本語習得をサポートの方向ではないでしょうか。言葉を覚えなくても不便無く過ごせることを目指すと言うことではない様に思います。

幸い翻訳ソフトの精度は向上し、AI の進化も著しいことから、こうしたツールの利用を促すなど検討されては如何でしょうか。全言語に対応は不可能ですし、資料枚数が増え、何処に何が書いてあるか探す状況は誰にとってもいい方向とは思われません。日本語あるいは公用語である英語から目的の言語に翻訳して読むのにやり易い工夫を検討してみるのは如何でしょうか。

宜しくお願いします。

（市の考え方）

本市でも外国人が増加傾向にあり、多様化も進展しております。また、災害時特有の

日本語（例：「炊き出し」「津波警報が発令されました」）は、日常会話に支障がない外国人であっても用語を正しく理解することは困難なため、「やさしい日本語」での発信が求められております。

日本語を学ぶ場として、市内で日本語ボランティア教室が行われており、日本語を学習するだけの場だけではなく、言葉や文化・習慣の壁で悩んだときに身近に相談できる場として、社会的孤立を防ぎ、精神的なサポートの場となっております。

また、庁内研修で災害時のやさしい日本語講座を実施し、災害時に言語の壁による不便さを解消できるようにやさしい日本語の活用について学ぶ機会を設けております。

今後も、日本語の習得及びやさしい日本語を学ぶ機会の提供に取り組んでまいります。

なお、災害に係る各種情報等に提供については、ピクトグラムの表記や英語併記など、外国人に対して広く防災情報が伝わるよう工夫に努めます。避難所においても、避難生活を送る外国人に対し、多言語表示シートや翻訳アプリ等を活用した避難所運営を実施するとともに、必要に応じ通訳ボランティアの協力を得るなど、外国人へ配慮した対応に努めてまいります。

（意見１９）

第３章 第７節 第１ 事前復興まちづくり計画

Web サイトなどにおいて過去の検討内容や計画資料が閲覧できる状態となっていることを希望します。復興事前準備ページを拝見したところ、検討会の様子は掲載されているものの、検討した内容や議論後の計画について詳細がありませんでした。名称変更によって何を意見すべきか、判断さえも難しいと感じました。

（市の考え方）

市は、災害への備えとして、復興事前準備への取組を推進しており、令和８年度公表に向け「茅ヶ崎市事前復興まちづくり計画」の策定に取り組んでおります。計画（素案）のとりまとめなど、公表できる段階になりましたら、シンポジウムの開催やパブリックコメントの実施など、市民の皆様より広くご意見をいただく機会を設け、計画へ反映するとともに、策定が完了した段階でホームページにも掲載させていただきます。

なお、計画名称の変更につきましては、令和５年７月に国より公表された「事前復興まちづくり計画検討のためのガイドライン」に合わせて変更したものです。

（意見２０）

まちぢから協議会でも今年１０月に海岸地区市民集会が開催され、市民からも関連質問や提案がありました。当パブコメもこの意見等を踏まえて実施されることを期待（今回のテーマ・災害時に備えての海岸地区避難場所）。

また、今年１０月、合同防災訓練も開催されました。この内容も踏まえて計画されることを期待。

（市の考え方）

各地区で開催される市民集会では、地域の皆様と様々なテーマで意見交換をさせていただいております。また、地区防災訓練でも多くの地域住民の方々が参加されております。

その中での防災に関わる地域からのご意見や課題等を踏まえながら、地域の防災マニ

ュアル等の見直しや防災に関する情報等の周知・啓発に努めてまいります。

（意見 2 1）

第 2 章_第 3 節_第 3 男女共同参画の視点に配慮した防災対策の普及・啓発

昨今の社会情勢的に、性別に関しては「男女」に留まらず「LGBTQ+」への配慮を目指した方が先進的だと思います。

特にご高齢の方にはなかなか理解が難しいかもしれませんが、じゃあどう対応するのか？は宿題的な形になってしまうかもしれませんが、茅ヶ崎防災リーダー研修などの場でこうした世の中の的な流れについて言及し、LGBTQ+の方々の存在認知をさせるだけでも意味があると思います。（茅ヶ崎にも必ず当事者がいらっしゃると思います）

（市の考え方）

LGBTQ+への配慮については平素から理解に向けた取組が重要であり、本市では、「茅ヶ崎市ジェンダー平等推進計画」において「人権を尊重し、多様性について理解を促進する」ことを目標の一つに掲げ、性的マイノリティに対する理解を深め、多様性を認め合う社会を目指すことを目的に茅ヶ崎市人権啓発講演会の実施や、地域活動団体が開催する会議等を活用し、性的マイノリティをテーマに性の多様性について学ぶ機会を設けるなど、様々な周知啓発活動に取り組んでおります。

今後も性の多様性も含め、お互いの人権を尊重し合えるジェンダー平等社会の実現に向けて取り組んでまいります。

なお、防災リーダー研修や防災講話等でも災害時を想定した LGBTQ+に関する説明をする機会を設けるなど、引き続き男女共同参画に配慮した普及・啓発に努めてまいります。

(意見 2 2)

第 2 章_第 4 節_第 4 防災リーダーの養成

現在防災リーダーが茅ヶ崎市内に多くいること・今後更に拡充させる予定であることは非常に良く、また一度登録されただけで終わりではなく定期的に研修機会がある点も良いと感じています。

一方で、自身も防災リーダーとして登録されている中で感じている課題と改善に向けた提案を 2 点下記します。

【課題①】

縦横の繋がりが生まれておらず、いざという時に即時連携できる状況は作れていない
研修で一緒になった方の人となりを知ったり、その後コンタクトをとる流れになることには、少なくとも私は一度もなっていません。

平時から繋がるきっかけを作り気軽にコミュニケーションを取れるような状態にしておかないと、いざという時の「共助力」の発揮は困難だと思います。

→上記に対する改善策案としては、以下の通りです。

- ・ Slack や LINE グループなど SNS で繋がれるプラットフォームを作る
- ・ 研修会だけではなく懇親会も定期的に企画する
- ・ 地域別に防災リーダー内のグループを作り、一定自由に活動をできるように促す（自主勉強会など）

など

市の担当職員の方々、防災リーダーの方々、自治会の方々、社協の方々など非常にたくさんの関与者を含めて縦横様々な繋がりを醸成し、連携強化をはかることが重要だと考えます。

せっかくたくさん存在する防災リーダー達を最大限活用するためにも、策が必要だと考えます。

【課題②】

特に活動が期待される「避難所運営」についての知識・経験が浅い

→上記に対する改善策案としては、以下の通りです。

- ・ スフィア研修など、避難所運営に係る外部研修受講を補助する
- ・ リアル版 HUG の実施

など

(市の考え方)

防災リーダーの養成は、まずは自ら又はご家族の命を守るための自助力を高めていただき、さらにお住いの地域の防災活動の支援（共助）につなげていただくことを期待し実施をしております。

共助を高めていくためには、平素から地域特有の防災上の課題をお住いの自主防災組織や防災リーダーの方々などが共有していくことが重要であり、実際に課題を検討し、これを解決するために自主防災組織や防災リーダー等が中心となって防災訓練等を実施していただいておりますので、まずはお住まいの地域への防災活動への取組にご協力をお願いいたします。

なお、市では、各地域の防災活動における課題解決の一助となるよう、自主防災組織等が行っている様々な防災活動の事例を広く共有いただくため、3月に「みんなの防災展」を開催し、様々な地域の取組について交流する機会を設けております。

また、他の地域の防災リーダーとの交流については、防災リーダーのフォローアップ研修を7月に実施し、研修の中で他の地域の防災リーダーとの防災活動上の課題や各地域で行っている活動事例の共有の機会を設けております。

(意見23)

第5章_第6節_第3_1 避難所の開設

(1) イ：公立小・中学校のみで避難者の収容が困難なときは、二次避難所等を開設します。」について、

これまでの災害における災害関連死の実態を踏まえ、学校体育館への避難を当たり前のものとせず、ホテルなどより良い環境確保が可能な施設への早期避難をできるよう体制を整備すべきではないでしょうか。

(市の考え方)

二次避難所とは、多数の避難者で避難所となる公立小・中学校のスペースが不足する場合や、被災等により使用できない避難所が発生した場合に備え、市内の高等学校や企業等との協定に基づき開設される避難所を言います。

なお、過去の災害事例をもとに、公立小・中学校をはじめとした各避難所等の避難者や避難所外避難者に対する保健医療・介護体制の整備、給食体制、福祉避難所への移送方法など、要配慮者等への支援体制の整備に努めてまいります。

能登半島地震で見られた2次避難につきましては、有効性が評価された一方、宿泊場所や移送手段の確保、被災者の意向と宿泊施設のマッチング、2次避難先での継続的支援等の課題が浮き彫りになりました。

今後、国は、令和6年11月に公表した「令和6年能登半島地震を踏まえた災害対応の在り方について(報告書)」の中で、「2次避難の実施にあたり広域的な避難が必要となることから、国・都道府県・市町村が連携して協力する体制を整備する」としております。市も、国や都道府県の動静を踏まえ、2次避難に関わる体制の整備に努めてまいります。

※定義

□令和6年能登半島地震等で使用されている「2次避難」

被災地におけるライフラインの状況等に鑑み、自宅の復旧や仮設住宅等への入居までの間の被災者の生活環境を確保するため、金沢以南、または県外のホテル・旅館・民泊への避難を支援。(石川県ホームページ「令和6年(2024年)能登半島地震 被災地外への一時的な避難施設(2次避難所)」令和6年1月14日取得)

<https://www.pref.ishikawa.lg.jp/syoko/saigai/iichijitekiteki-hinanshisetsu.html>

■その他の意見(1件)